

計画作成年度	令和2年度
計画主体	伊達市

伊達市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県伊達市産業部農政課
所在地 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
電話番号 (024)573-5635
FAX番号 (024)573-5865
メールアドレス nousei@city.fukushima-date.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ハクビシン・タヌキ・カラス・スズメ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	伊達市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	果樹（あんぼ柿）	11.6 千円 0.01 h a
	野菜類（きゅうり・白菜）	179.8 千円 0.06 h a
	計	191.4 千円 0.07 h a
イノシシ	水 稻	1152.4 千円 1.12 h a
	果 樹（柿・モモ）	284 千円 0.05 h a
	野菜類（ながいも・きゅうり）	122.2 千円 0.04 h a
	計	1558.6 千円 1.21 h a
ハクビシン	果 樹（りんご・プラム）	297.9 千円 0.08 h a
	野菜類（トウモロコシ・トマト）	21.1千円 0.01 h a
	計	319 千円 0.09 h a
タヌキ	野菜類（じゃがいも）	1.7 千円 0.01 h a
	計	1.7 千円 0.01 h a
カラス	果樹 （モモ・おうとう・いちじく）	240.5 千円 0.03 h a
	野菜類（さやいんげん・とうもろこし）	15.5 千円 0.01 h a
	計	256 千円 0.04 h a
スズメ	水稲	0 千円 0 h a
農作物被害合計		2326.7千円 1.42 h a

(2) 被害の傾向

□ニホンザル

ニホンザルは、市の山間部（梁川町、霊山町、月舘町）に広く出没している。

近年は梁川町、特に白根地区での被害が多い傾向にある。被害防止のため、令和2年度は約1,500本の花火を無償でJAを通じて農家への配布を行っている。

主な農作物の被害は、あんぼ柿（12月～2月）、白菜（1月～2月）、きゅうり（7月～8月）の食害である。

□イノシシ

イノシシは、市の中山間地域（保原町、梁川町、霊山町、月舘町）に広く生息している。

近年、耕作放棄地の増加に伴い、捕獲数が増加傾向にある。また、被害報告は無いが、生息域が西に拡大していることから、近い将来伊達地区でも被害が発生する恐れがある。

主な農作物の被害は、水稻（5月～10月）、果樹（6月～8月）、野菜類（通年）等の食害であり、様々な種類の野菜に被害が及ぶようになってきている。その他、畦畔掘り返しや法面の崩落等の農地被害もみられ、農業者の営農意欲の減退を招く原因となっている。

□ハクビシン及びタヌキ

ハクビシン及びタヌキは、市内全域に生息している。伊達・保原地域は住宅街の目撃も多く屋根裏等に侵入したとの届け出もある。農作物の主な被害は、霊山地域のプラム、もも（7月～8月）、ぶどう、りんご（9月～10月）等の果樹類が多くなっている。近年は霊山地域での被害報告が多くなっている。

□カラス

カラスは、市内全域、特に梁川町地域の大枝・大関地区、保原町地域に生息している。目撃羽数は、被害調査の聞き取りから10羽から多いところでは200～300羽ほどの大群も目撃、確認されている。令和元年度は伊達地域でモモの被害が多かった。

農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、おうとう、イチジク（6月～9月）である。

□スズメ

スズメは、市内全域に生息している。目撃羽数は、被害調査から10羽から多いところでは200～300羽ほどの大群も目撃・確認されているが、近年被害はあがっていない。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
被害金額	ニホンザル	191.4 千円	180 千円
	イノシシ	1558.6 千円	1,400 千円
	ハクビシン	319 千円	300 千円
	タヌキ	1.7 千円	1 千円
	カラス	256 千円	220 千円
	スズメ	0 千円	0 千円
	合計	2326.7 千円	2,101千円
被害面積	ニホンザル	0.07 h a	0.05 h a
	イノシシ	1.21 h a	1.16 h a
	ハクビシン	0.09 h a	0.07 h a
	タヌキ	0.01 h a	0.01 h a
	カラス	0.04 h a	0.03 h a
	スズメ	0 h a	0 h a
	合計	1.42 h a	1.32 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>・伊達市鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲等を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/>ニホンザル</p> <p>・捕獲は、箱罠及び銃器により実施。</p> <p>・それ以外の捕獲獣については埋設及び焼却により処分。</p> <p><input type="checkbox"/>イノシシ</p>	<p>・狩猟者の減少や高齢化により、実施隊の編成が難しくなりつつある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲は、箱罠・くくり罠及び銃器により実施。 ・捕獲獣は焼却により処分。 ・わな猟免許取得補助 ・わな設置研修会を開催 <p>□ハクビシン、タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用檻により実施。 ・捕獲獣は焼却及び埋設により処分。 <p>□カラス、スズメ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラスは銃器・捕獲用檻、スズメは銃器により実施。 ・捕獲獣は焼却及び埋設により処分。 	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>□ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火による追い上げ及び放任果樹の除去を地区ごとに実施している。 ・町内会と実施隊合同で追い払いを実施。 ・花火による追い払いを効果的に行うため、サル対策指導会を実施。 <p>□イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各農家が個別にトタンを使った侵入防止柵等を設置、管理しているほか、協議会では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵を3戸以上の設置を推進しており、地域ぐるみの取り組みへの拡大を図っている。 ・戸数がまとまらず交付金での電気柵やワイヤーメッシュ柵設置が難しい方には市の事業で1戸からの設置ができるようにしている。 <p>□カラス、スズメ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆音機や実施隊員の巡回による拡声器での追い払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・花火に慣れてしまい、効果が一時的なものとなっている。 ・一方で農家から花火の需要が増加し、購入費用が増加傾向にある。 ・近年ニホンザルの被害が増加傾向にあるが、被害を減少させるには、集落主導での取り組みを行政が積極的に支援することが必須である。 ・農業者の高齢化や離農により、鳥獣被害対策を十分に行えない状況にあり、担い手の確保及び育成が必要である。 ・農家個々での対応では限界があるため、今後も地域ぐるみの取り組みの普及が必要となる。 ・電気柵等侵入防止柵設置後の適正な管理を周知する。

(5) 今後の取組方針

本市では、従来、捕獲を中心とした被害防止対策を実施してきた。
 しかし、近年の放射能の問題と狩猟者の高齢化に伴い狩猟免許の更新をしない人や狩猟免許の新規取得者がいないなど、実施隊員の確保が難しくなっており、増え続ける鳥

獣被害に対応することが困難になってきた。

このため、従来の捕獲を中心とした被害防止対策では限界があるため、地域住民の自衛意識を促し、集落が一体となった侵入防止柵の設置を促進し、被害防止対策に努める。

また、ICTを活用して効率的・効果的な捕獲や、捕獲の担い手の確保及び人材育成を図り、個体数調整、被害防除、環境整備に一体的に取り組む。

なお、前計画で実施した効果をさらに高めるため、取組の基本としては、前計画を踏襲するものとする。

ニホンザルについては、群れの数を含め、生息数について、把握できていない状況であるため、可能な限り、発信機等を利用し、ニホンザルの生態管理に努めるものとする。また、南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会の一員として広域的に被害防止対策を講じる。

イノシシについては、被害防止対策の啓発活動を強化するとともに、伊達市鳥獣被害防止計画に基づき有害捕獲、予察捕獲を行うこととするが、放射性物質の影響により野生イノシシの狩猟者が減少しているため、個体数の増加による農業被害の拡大を防ぐため狩猟捕獲への支援を実施する。

ハクビシン、タヌキについては、伊達市鳥獣被害対策実施隊員による被害報告のあった場所を中心に罠の設置を行う。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、ハクビシン、タヌキの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、広報による情報提供を積極的に行う。

カラス、スズメについては、伊達市鳥獣被害対策実施隊員による一斉追い払いや集落点検パトロールを実施する。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、カラス、スズメ、の生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、広報による情報提供を積極的に行う。

○広報誌やインターネット、パンフレット等による情報提供等を実施し、「自分の畑は自分で守る」という自己防衛の意識の高揚を図るとともに、研修会等を開催し、被害防止に関する正しい知識の普及に取り組む。

○鳥獣被害の少ない環境をつくるため、放任果樹の除去等の集落内での有害鳥獣の餌場をなくす環境づくり、緩衝帯の設置、森林の刈り払い等の推進に努める。

○集落単位で防護柵の設置・管理を行い、併せて追い払い用の花火や照明等を活用した追い払いを実施する。

○箱罠やくくり罠等の捕獲機材購入を助成し、実施隊員が効率よく駆除できるよう支援をする。

○実施隊員の担い手の育成のため、狩猟免許の取得を支援するとともに、技術講習会等を開催し、捕獲技術の向上を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会保原支部及び梁川支部から推薦された78名について、市長が伊達市鳥獣被害対策実施隊員として任命し、捕獲を実施する。

捕獲については、伊達市一円で実施し、実施隊による捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<p>○捕獲の担い手育成に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図る。 ・ 狩猟後継者の育成・確保のため、わな猟免許の取得支援、研修会の開催により、実施隊員の育成を図る。 <p>○ICTを活用した効率的・効果的な捕獲方法について調査・検討し実証するとともに、捕獲体制の整備を図る。</p> <p>○捕獲機材の導入による取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱罠及びくくり罠の捕獲機材の追加導入
令和4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<p>○捕獲の担い手育成に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図る。 ・ 狩猟免許の取得支援や研修会の開催により、実施隊員の育成を図る。 <p>○ICTを活用した効率的・効果的な捕獲方法について調査・検討し実証するとともに、捕獲体制の整備を図る。</p> <p>○市下で連帯した捕獲体制を目指し、旧町単位で設置している実施隊員の連携を促し近隣する旧町の実施隊体制の強化を図る。</p> <p>○捕獲機材の導入による取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱罠及びくくり罠等の捕獲機材の追加導入
令和5年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<p>○捕獲の担い手育成に関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図る。 ・ 狩猟免許の取得支援や研修会の開催により、実施隊員の育成を図る。 <p>○ICTを活用した効率的・効果的な捕獲方法について調査・検討し実証するとともに、捕獲体制の整備を図る。</p> <p>○効率的な捕獲方法について調査・検討し実証するとともに、捕獲体制の整備を図る。</p> <p>○市下で連帯した捕獲体制を目指し、旧町単位で設置している実施隊の連携を促し近隣する旧町の捕獲体制の強化を図る。</p> <p>○捕獲機材の導入による取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くくり罠、箱罠等捕獲機材の追加導入 <p>○実施隊員による被害防止施策の適切な実施を図る</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画（福島県13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画、福島県イノシシ管理計画、伊達市鳥獣被害防止計画に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンザル	福島県第12次保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	福島県第12次保護管理事業計画及び伊達市鳥獣被害防止計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲計画数を2,000頭とする。		
ハクビシン タヌキ カラス スズメ	福島県第12次保護管理事業計画に基づく基準による。		

捕獲等の取組内容
<p>捕獲時期については、農作物被害が多発する5月から10月頃を重点に実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>ニホンザル</p> <p>捕獲は、周辺への危険防止及び捕獲隊員の安全を確保し、銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。</p> <p><input type="checkbox"/>イノシシ</p> <p>福島県イノシシ管理計画及び伊達市鳥獣被害防止計画に基づき有害捕獲・予察捕獲を行う。捕獲は、捕獲の効率及び実績を考慮するとともに、周辺への危害回避及び実施隊員の安全を確保して行う。</p> <p>捕獲方法は、主にくくり罠と箱罠により行う。</p> <p>銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。</p> <p><input type="checkbox"/>ハクビシン・タヌキ</p> <p>捕獲は、周辺への危険防止及び実施隊の安全を確保し、主に箱罠により捕獲を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>カラス・スズメ</p> <p>カラスは効率と実績を考慮し、捕獲用檻で行う。銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。</p> <p>スズメは効率を考慮し、捕獲用檻で行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、ライフル銃での捕獲を許可している。なお、捕獲の時期や場所は、許可捕獲の許可証及び従事者証に記載されているものに限る。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（鳥獣被害防止総合対策交付金・営農再開支援事業・市単独事業）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵 16,000m 受益面積 2400a	電気柵 17,000m 受益面積 2500a	電気柵 18,000m 受益面積 2600a
	ワイヤーメッシュ柵 12,000m 受益面積 1700a	ワイヤーメッシュ柵 13,000m 受益面積 1800a	ワイヤーメッシュ柵 14,000m 受益面積 1900a

(2) その他被害防止に関する取組

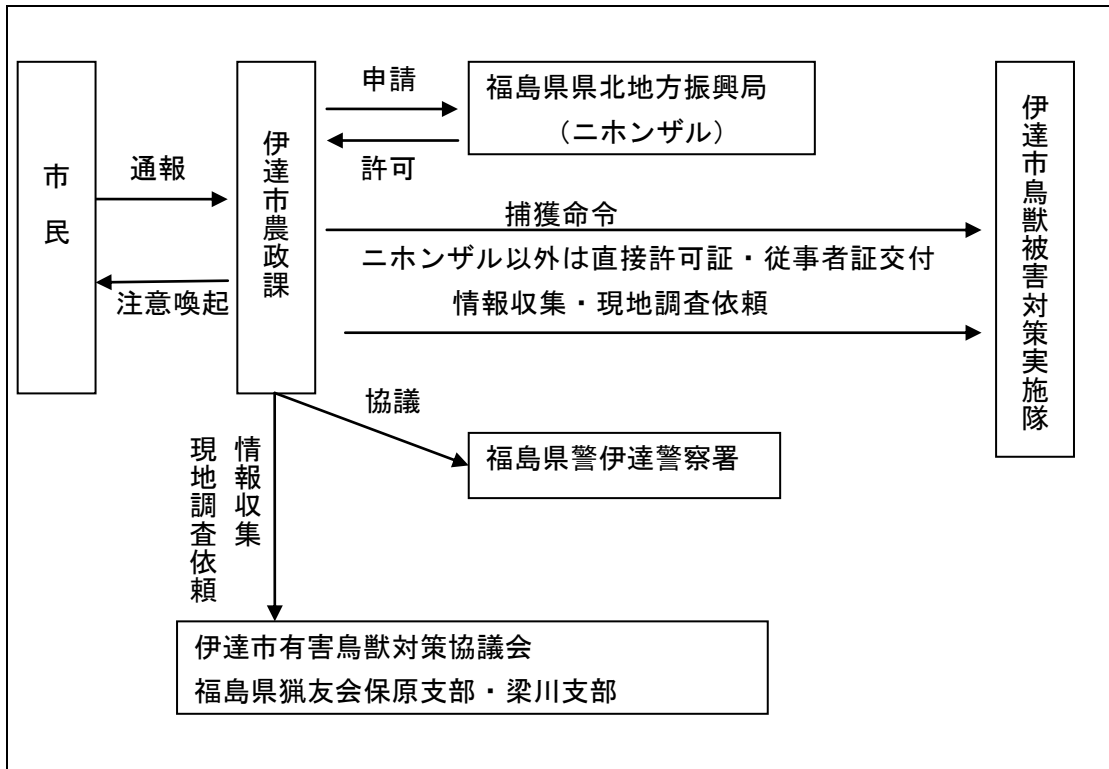
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、電気柵等を設置しイノシシ等の侵入を防止する等の自衛を促す。 ・ 花火等による追い上げを実施する。 ・ 地域住民からの被害情報収集を行う。 ・ 被害の多い地域で地域住民が、放任果樹の除去を行い、集落内での有害鳥獣の餌場をなくす環境づくりをする。 ・ 侵入防止柵の適切な管理方法について研修会を開催する。
令和4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、電気柵等を設置しイノシシ等の侵入を防止する等の自衛を促す。 ・ 花火等による追い上げを実施する。 ・ 地域住民からの被害情報収集を行う。 ・ 被害の多い地域で地域住民が、放任果樹の除去を行い、集落内での有害鳥獣の餌場をなくす環境づくりをする。
令和5年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花火等による追い上げを実施する。 ・ 地域住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識の高揚を図る。 ・ 被害の多い地域で地域住民が、放任果樹の除去を行い、集落内での有害鳥獣の餌場をなくす環境づくりをする。 ・ ニホンザルについて、可能な限り、発信機等を利用し、ニホンザルの生態管理に努めるものとする。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊達市	現地調査、住民への注意喚起、緊急捕獲申請、緊急捕獲依頼、狩猟鳥獣の有害捕獲許可証・従事者証交付
伊達市鳥獣被害対策実施隊	現地調査、出没調査、追払い活動、捕獲活動
福島県県北地方振興局	情報収集、捕獲許可証・従事者証交付
福島県警伊達警察署	パトロール、緊急時の発砲許可
伊達市有害鳥獣対策協議会	情報収集、現地調査
福島県猟友会保原支部・梁川支部	現地調査、出没調査、追払い活動

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ニホンザル
捕獲した個体は処理施設での焼却及び埋設等、適切に処分する。
- イノシシ
捕獲した個体は、伊達地方衛生処理組合施設での焼却処分とする。
- ハクビシン、タヌキ、カラス、スズメ
捕獲した個体は、伊達地方衛生処理組合施設での焼却及び埋設等適切に処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、出荷制限がかかっているため、食品としての利用はできないが、伊達市農林業振興公社でイノシシ革を利用した独自ブランドを立ち上げ、アクセサリー、キーホルダー等を作り、販売している。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊達市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
伊達市	鳥獣被害実態の把握と啓発活動等、構成員の情報共有、連携を図り事業を推進する。
伊達市農林業振興公社	鳥獣被害実態の把握と啓発活動等、構成員の情報共有、連携を図り事業を推進する。 事務局を所掌する。
ふくしま未来農業協同組合	農作物被害情報の収集と農家の自主防衛対策等の周知、緊急対応の指導・支援
福島県農業共済組合県北支所	被害情報の収集と事業協力
福島県猟友会 (保原支部・梁川支部)	捕獲等に関する事業協力、地域の有害鳥獣捕獲技術向上のための支援
福島県鳥獣保護管理員	出没及び被害情報の収集と事業の協力
地域の代表者 (伊達・保原・梁川・霊山・月舘)	出没及び被害情報の収集と事業の協力
伊達市鳥獣被害対策実施隊	被害防止施策に対する指導及び実施 (うち、捕獲の実施を伊達・保原・梁川・霊山・月舘78名の実施隊員が担う)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福島県県北地方振興局 県民環境部	鳥獣保護管理員による、鳥獣保護・管理及び狩猟・有害鳥獣に関する情報収集及び助言指導等。 ニホンザルの捕獲許可。
福島県県北農林事務所 伊達農業普及所	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等。
福島県農業総合センター 企画経営部	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する、より専門的な助言・指導等。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲活動については、H25.4.1に設置した伊達市鳥獣被害対策実施隊（78名）を中心に、対象鳥獣の捕獲を行う。また防護柵の設置、その他の伊達市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施を指導する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、ニホンザルの被害防止対策を広域的に実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし